

# 受動喫煙対策は施設の管理権原者等の義務となりました

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。多くの人を利用する全ての施設において、原則屋内禁煙となります。

また、**子どもや患者等が主に利用する施設は、原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）**です。  
※千葉市内の施設には市条例による独自規制が適用されます。

## 施設内に喫煙エリアを設ける場合

- ①喫煙室の標識掲示：施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務づけられます。
- ②20歳未満は立入禁止：20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。
- ③従業員への受動喫煙対策：従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

## ① 子どもや患者等が主に利用する施設

### ○対象施設（第一種施設等）

※令和元年7月1日（バス・タクシー等は令和2年4月1日）から規制開始

学校、病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、はり・あん摩・きゅう等の施術所、児童福祉施設、認定こども園、行政機関の庁舎、バス、タクシー等

「施設屋内喫煙場所」は設置不可（施設屋内は全面禁煙）

また、「受動喫煙防止措置が取られた特定屋外喫煙場所<sup>\*</sup>」を除き施設屋外（敷地内）も禁煙

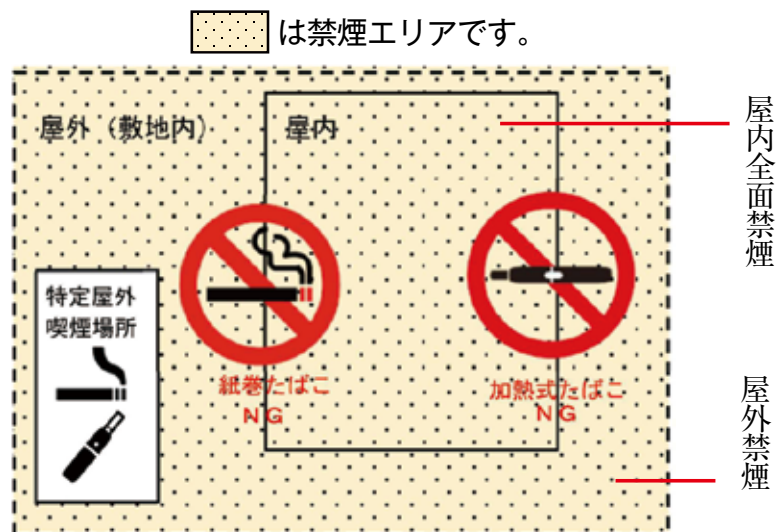
※特定屋外喫煙場所とは？

施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置した上で、標識や区画などの必要な措置がとられた屋外喫煙場所を指します。

（壁及び天井で囲われた、閉鎖型の特定屋外喫煙場所も可能です。）

### 特定屋外喫煙場所に必要な措置

- ア. 喫煙場所と非喫煙場所が明確に区別できるように区画されていること
- イ. 当該場所が喫煙場所であることが認識できるように標識が掲示されていること
- ウ. 施設利用者が通常立ち入らない場所に設置されていること



詳細は県ホームページを御参照ください。

千葉県 受動喫煙

検索

お問い合わせ 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

TEL 043-223-2660

※受動喫煙対策に係るコールセンター（厚生労働省）TEL 03-5539-0303

## ② 多人数が利用する施設のうち①以外の施設

### ○対象施設（第二種施設等）

※令和2年4月1日から規制開始

飲食店、旅館・ホテル、理・美容店、デパート、小売店、公衆浴場、映画館、劇場、パチンコ店、マージャン店、カラオケボックス、インターネットカフェ、ボウリング場、ゲームセンター、事業所（職場）、社会福祉施設（①に該当する施設を除く）、集会場、結婚式場、葬儀場、鉄道等車両、旅客船等

壁・天井等で区画され、たばこの煙の流出防止措置がとられた喫煙室  
（喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室）のみ設置可

（指定たばこ専用喫煙室とする場合を除き、喫煙室内での喫煙以外の行為（飲食等）は不可）



### 喫煙室におけるたばこの煙の流出防止措置

1. 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
2. たばこの煙（蒸気を含む）が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
3. たばこの煙が屋外に排気されていること

#### ■既存の小規模飲食店に対する特例

対象施設（以下のア～ウの全てを満たす施設）ア：2020年4月1日時点で現存する飲食店。イ：個人又は中小企業（資本金又は出資の総額が5,000万円以下の会社）が経営。ウ：客席面積100㎡以下→屋内全域を喫煙場所とすることが可（喫煙場所内での飲食可）

#### ■特例を適用する場合、施設管理者には以下の内容が義務づけられます（違反時の罰則あり）

特例適用施設の義務：①上記要件に該当することを示す資料を施設に備え付けること ②喫煙可能店であることを掲示すること

#### 違反時の罰則

- ・禁煙エリア内への灰皿等の設置：50万円以下の過料（罰金）
- ・禁煙エリア内での喫煙：30万円以下の過料（罰金）

※禁煙エリア内ではiQOS・PloomTECH・glo等の加熱式たばこの使用も禁止されます。